

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や 個人情報の取得に御注意ください。

- マイナンバーは、世帯ごとに世帯全員分の通知カードをお届けしております。
- マイナンバーの利用範囲は、法律で「社会保障」、「税」、「災害対策」の3つの行政分野に限られており、マイナンバーを利用する手続では、原則、顔写真付きの身分証明書などで本人確認を行うことが徹底されることになっています。
- マイナンバーの通知や利用などの手続で、口座番号などを電話などで聞くことはありません。不審な電話やメールはすぐに切る又は無視することとし、内閣府のマイナンバー専用のコールセンターなどに連絡・相談いただくか、内容によっては、すぐに警察の相談専用窓口や個人情報保護委員会の苦情あっせん相談窓口などを御利用ください。

<このような電話などに注意してください！>

- マイナンバーの通知や利用、マイナンバーカード（個人番号カード）の交付などの手続で、
 - ・ 国の行政機関や川崎市などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。
 - ・ ATMの操作をお願いすることも一切ありません。こうした内容の電話や手紙、訪問には応じないでください。
- 電話、メール、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さなどを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには十分に注意してください。
- マイナンバーの関連であることをかたったメールが送られてきた場合、自分の勤務先など送付者が明らかな場合を除き、安易に開封しないよう注意してください。
- 「なりすまし」の郵便物に御注意ください。
 - ・ マイナンバーカード（個人番号カード）の交付申請書の返信用封筒には、顔写真や個人情報を含んだ申請書を入れて返信いただくこととなります。返信用封筒の宛先が「地方公共団体情報システム機構」であるか、御確認ください。
 - ・ また、マイナンバーカード（個人番号カード）の交付申請書に、口座番号などを記載することはありません。
- 「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。こうした手口で、人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。

【各種相談窓口】

《マイナンバー制度全般、通知カードやマイナンバーカード（個人番号カード）のご相談
マイナンバーカード（個人番号カード）の紛失・盗難などの連絡についてはこちらへ》

●マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）

0120-95-0178

※平日9:30-20:00 土日祝日（年末年始を除く）9:30-17:30

※一部IP電話等で、上記ダイヤルにつながらない場合は次の番号におかけください（有料）

- ・マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・「通知カード」「マイナンバーカード（個人番号カード）」「紛失・盗難などによるマイナンバーカード（個人番号カード）の一時利用停止」に関すること 050-3818-1250

《詐欺など被害に遭われたらこちらへ》

●警察 相談専用電話 #9110 又は最寄りの警察署まで

※#9110は、原則、平日の8:30-17:15（※各都道府県警察本部で異なります。土日祝日・時間外は、24時間受付体制の一部の県警を除き、当直又は音声案内で対応）

《マイナンバーが含まれる個人情報（特定個人情報）の取扱いに関する苦情はこちらへ》

●個人情報保護委員会 マイナンバー苦情あっせん相談窓口

03-6457-9585

※平日 9:30-17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

また、不審な電話に関しましては、川崎市消費者行政センター相談窓口においても御相談いただけます。

相談窓口電話番号 044-200-3030

月～金曜日 9:00-16:00

土曜日 10:00-16:00

※日曜日・祝日・年末年始（12/29から1/3まで）を除く

※金曜日は電話相談のみ 19:00まで受付

※土曜日は電話相談のみ受付

発行：〒210-8577 川崎市総務局情報管理部 ICT推進課 ☎044-200-0328

（平成31年3月11日）